㈢　やむを得ない理由により離職した被保険者の保険料について在職中の保険料負担と比較して過重とならないよう特例を設けることとした。

2　高額療養費算定基準額及び介護合算算定基準額について、1の㈢に伴う改正を行うこととした。

二　国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の一部改正関係

一の1の㈢に伴う所要の改正を行うこととした。

三　この政令は、平成二二年四月一日から施行することとした。

◇租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行令（政令第六七号）（財務省）

1　租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律（以下「法」という。）の適用対象から除かれる租税特別措置法の規定を定めることとした。（第一条関係）

2　適用額明細書の提出義務の対象となる法人税関係特別措置の規定を定めることとした。（第二条関係）

3　法第四条第一項に規定する財務大臣の権限を国税庁長官に委任することとした。（第三条関係）

4　この政令は、平成二二年四月一日から施行することとした。

◇平成二十二年度における高齢者の医療の確保に関する法律による前期高齢者交付金及び前期高齢者納付金の額の算定に係る率及び割合を定める政令（政令第六八号）（厚生労働省）

1　調整対象給付費見込額に係る率

前期高齢者給付費等が著しく高い保険者について前期高齢者加入率による調整の対象から除外する部分を算定する際の基準となる率を一〇〇分の一四六とすることとした。（第一条関係）

2　前期高齢者加入率の下限割合

前期高齢者加入率が全国平均よりも著しく低い保険者の前期高齢者交付金及び前期高齢者納付金の算定に係る前期高齢者加入率の下限となる割合を一〇〇分の一とすることとした。（第二条関係）

3　負担調整基準率

前期高齢者納付金の額の算定に係る負担調整に関し、前期高齢者納付金の実質的負担額が法定給付費や前期高齢者納付金等各保険者の義務的支出の合計額に比して著しく過大となる部分を算定する際の基準となる率を、一〇〇分の四六とすることとした。（第三条関係）

4　この政令は、平成二二年四月一日から施行することとした。

法律

地方税法等の一部を改正する法律をここに公布する。

御名御璽

平成二十二年三月三十一日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

法律第四号

地方税法等の一部を改正する法律

（地方税法の一部改正）

第一条　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「第五款　交付（第四百八十五条の十三）」を「第五款　交付（第四百八十五条の十三）　第六款　雑則（第四百八十五条の十四）」に、「第六章　電子計算機を使用して作成する地方税関係帳簿書類の保存方法等の特例（第七百四十八条―第七百五十六条）」を「第六章　電子計算機を使用して作成する地方税関係帳簿書類の保存方法等の特例（第七百四十八条―第七百五十六条）　第七章　地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する国会報告（第七百五十七条―第七百六十条）」に改める。

第十五条の四第一項第一号中「第五十三条第二十七項」を「第五十三条第二十二項」に、「第三百二十一条の八第二十七項」を「第三百二十一条の八第二十二項」に改める。

第十七条の四第一項第一号中「同じ。）」の下に「、第五十三条第二十一項若しくは第三百二十一条の八第二十一項の規定による申告書（法人税に係る更正若しくは決定によつて納付すべき法人税額又は法人税に係る更正若しくは決定によつて納付すべき連結法人税額（第五十三条第四項に規定する連結法人税額をいう。以下この項において同じ。）に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した道府県民税又は市町村民税の法人税割額に係るもので、当該更正又は決定によつて納付すべき法人税額又は連結法人税額を納付すべき日までに提出されたものに限る。）」を加え、「第五十三条第二十八項」を「第五十三条第二十三項」に、「第三百二十一条の八第二十八項」を「第三百二十一条の八第二十三項」に改め、「（第五十三条第四項に規定する連結法人税額をいう。）」を削り、「第七十二条の三十三第三項」を「第七十二条の三十三第一項の規定による申告書（収入割のみを申告納付すべき法人以外の法人が当該申告に係る事業税の計算の基礎となつた事業年度に係る法人税の課税標準について税務官署の更正又は決定を受けた場合（当該法人が当該事業年度において第七十二条の十八に規定する連結申告法人（第七十二条の十三第九項に規定する連結子法人に限る。）である場合にあつては、当該事業年度終了の日の属する第七十二条の十三第十三項に規定する連結事業年度において当該法人との間に同項に規定する連結完全支配関係がある同条第十一項に規定する連結親法人が当該連結事業年度に係る法人税の課税標準について税務官署の更正又は決定を受けた場合）において、当該更正又は決定に係る法人税の課税標準を基礎として計算した事業税に係るもので、当該税務官署が当該更正又は決定の通知をした日から一月以内に提出されたものに限る。）、同条第三項」に改め、「修正申告書」の下に「、第七十二条の八十九第一項の規定による申告書（消費税に係る更正又は決定により納付すべき消費税額を課税標準として算定した地方消費税の譲渡割額に係るもので、当該更正又は決定によつて納付すべき消費税額を納付すべき日までに提出されたものに限る。）」を加え、「第七十二条の八十九第三項」を「同条第三項」に改める。